

令和3年度 事業計画書

公益社団法人熊本県柔道整復師会

1. 熊本県知事等との協定に基づく柔道整復師の医療保険受領委任払制度の推進に関する事業（公1）

（1）受領委任払制度の維持運営事業

- A. 受領委任払制度を会員へ周知徹底し、適正な運用に務めるよう指導を行う。
- B. 内部審査会の機能と効率性を高めるための環境を整備する。
- C. 受領委任払制度等の情報を取得するため九州ブロック会保険部会に参加する。
- D. 協定に基づいて各保険行政や関係機関との連絡を密にし、保険取扱の円滑をはかる。
- E. 熊本県柔道整復師療養費審査委員会及び熊本県国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会の円滑な運営に協力する。
- F. 柔道整復療養費に関する啓発活動（会員から県民への報告活動等）を行う。
- G. 柔道整復療養費に関わる役員研修会を行う。

（2）保険講習会の開催

- A. 保険講習会を開催する。
- B. 新入会員の保険取扱に関する講習会を開催する。
- C. 日本損害保険協会との連絡を密にし、自賠責保険等に関わる保険取扱の円滑をはかる。
- D. 保険講習会等の中で保険取扱説明後、市町村医療費助成制度等への参入を推進する。
- E. 新型コロナウイルス対策に於いて、非対面型講習会を検討し、オンライン動画等を利用して開催する。

2. 柔道整復師の資質の向上並びに柔道整復学及び柔道整復術の普及発展に関する事業（公2）

（1）研修事業

- A. 学術講習会を開催する。
- B. 本県主催の学術講習会講演等の参加を奨励する。

（2）調査研究事業

- A. 日整学術大会、日本柔道整復接骨医学会提出論文を作成する。
- B. 公益社団法人日本柔道整復師会の柔道整復学の発展に協力する。
- C. 九州ブロック会学術部会に参加する。
- D. 第30回日本柔道整復接骨医学会（東京都）に参加する。

- E. 日整全国生涯学習指導者講習会に参加する。
- F. 宮崎（延岡）日本社会医療学会に参加する。
- G. 九州ブロック会機能訓練指導員講習会に積極的に参加する。
- H. 当会員を含む国民に対し健康管理の啓発を目的とする講座を開講する。
(以下、県民公開講座とする。)

(3) 広報・普及活動事業

- A. 生涯学習講習会を開催する。
- B. 県民公開講座の案内をホームページ・ポスター等で広く周知する。

3. 県民の健康の維持増進に関する事業（公3）

(1) 県民の心身の健全育成活動

- A. 日整全国少年柔道大会の選手選考を兼ねた本会主催の熊本県小学生学年別柔道大会を開催する。
- B. 各種柔道大会に備え必要資金の貯蓄、新型コロナウイルス感染拡大防止の為の備品を準備する。

(2) 応急救護活動

①災害時における応急救護活動

- A. 防災協定に基づき被災者支援への環境を整備する。
- B. 熊本地震復興の災害救護等の支援に協力する。
- C. 今後の災害に備え熊本地震の経験を糧に救護活動に必要な衛生材料の備蓄、資金の貯蓄や会員向けに訓練を数多く実施する。
- D. 他県から災害に関して応援要請があった時に迅速に対応、または出動できるように準備する。

②スポーツ大会等への救護員の派遣

- A. 熊本城マラソン大会など県内の各種のスポーツ大会に対して協力する。
- B. 柔道整復術及び柔道を通じて地域住民の保健福祉に寄与する。
- C. 救護活動を行い、会員の参加をはかる。

4. 福利厚生に関する事業（他1）

(1) 顧問弁護士、顧問公認会計士、学識経験者等への相談

(2) 「会員の証」（ステッカー等）の配布

(3) 会員への表彰

(4) 相互扶助

- A. 会員の福祉のための事業を計画する。
- B. 国民年金基金の加入に協力する。
- C. 賠償責任保険、生命保険、所得補償保険等の加入に協力する。

- D. 必要に応じて会員と銀行の間に入り、融資手続等を円滑にする。
 - E. 新年会・懇親会を開催する。
 - F. 熊柔会報を発行する。
 - G. 日整広報に投稿する。
 - H. 会員増加及び一般への周知の為、フェイスブックページを中心にホームページ、案内パンフレット等の内容の充実をはかる。
 - I. 倫理審査委員会の設立による調査研究事業の向上と発展を目指す。
 - J. 県民公開講座の案内を広く周知する。
 - K. 熊本での災害及び被害に対して復興活動に積極的に参加する。
 - L. 会議や総会等のイベントについては出来るだけオンライン、ズーム等を利用し、会員同士の接触を出来るだけ避ける様に開催する。
- (5) 冠婚葬祭に関する祝い金、見舞金の支給
- A. 会員の新築・結婚・出産に対して祝い金を送る。
 - B. 病気・災害等に対して見舞金を送る。
 - C. その他慶弔に関しては慶弔規定に則りこれを行う。

以 上